

黒石市「UPる」先生任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月28日

黒石市教育委員会教育長 阿 保 淳 士

黒石市教育委員会規則第7号

黒石市「UPる」先生任用規則の一部を改正する規則

黒石市「UPる」先生任用規則（平成26年黒石市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「黒石市立小・中学校において算数・数学の指導を行う指導員」を「黒石市に在住する児童生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する児童生徒をいう。以下同じ。）に対し教科指導を行う指導員」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（指導員の種類）

第2条 この規則における指導員を総称して「UPる」先生（あっぷるせんせい）と呼び、次の各号に掲げる種類に応じて業務を行う。

- (1) 算数「UPる」先生は、黒石市立の小学校において、当該校長の指揮監督の下、算数の教科指導を行う。
- (2) 数学「UPる」先生は、黒石市立の中学校において、当該校長の指揮監督の下、数学の教科指導を行う。
- (3) やる気「UPる」先生は、教育委員会の指揮監督の下、中学校に在籍している生徒に、国語、数学、理科、社会及び英語の教科指導を行う。

（指導員の配置）

第3条 指導員の配置は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 算数「UPる」先生は、原則として、拠点となる黒石市立の小学校（以下「配置校」という。）に配置した上でその他の黒石市立の小学校に派遣する。

- (2) 数学「UPる」先生は、原則として、黒石市立の中学校に配置する。
 - (3) やる気「UPる」先生は、第16条に規定するやる気「UPる」塾に配置する。
- 第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(やる気「UPる」塾)

第16条 教育委員会は、月の第2及び第4土曜日において、午前9時から正午までの間、やる気「UPる」塾を開設する。

2 やる気「UPる」塾は、黒石市に在住する中学校に在籍している生徒に対し、国語、数学、理科、社会及び英語の教科指導を行う。

3 やる気「UPる」塾の庶務は、教育委員会指導課において行う。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。